

議案第 47 号

市川市火災予防条例の一部改正について

市川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市火災予防条例の一部を改正する条例

市川市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物における消防用設備等の設置の状況の公表）

第 47 条の 2 消防長は、防火対象物における法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等の設置の状況が法、令又はこれらに基づく命令に違反していると認める場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者（当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。）にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項に規定する防火対象物並びに同項の規定による違反の内容及び公表の手續は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

飲食店等の防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置の状況が消防法等に違反すると認める防火対象物について、当該違反の内容を公表することができる制度を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。